### 社会保険



No.472

July

August

**INFORMATION** 

日本年金機構からのお知らせ P2

- 算定基礎届の提出漏れはありませんか?ねんきんネットのご利用を!「わたしと年金」エッセイ募集中!

協会けんぽ北海道支部からのお知らせ Р4

- 協会けんぽ出張相談窓口の閉鎖についてインセンティブ制度をご存じですか?各種申請書記入時の注意点について

労働保険の実務 P6

● 高年齢雇用継続給付とは ほか

社会保険協会支部だより P7

100年時代に備える

● 「イデコ」と「つみたてニーサ」の違い



北海道の小動物~ユキウサギ 遠別町

### 算定基礎届の提出漏れはありませんか?

~ いま一度ご確認をお願いいたします ~

算定基礎届の提出期限は<u>令和3年7月12日(月)</u>までです。まだ提出がお済みでない場合は、早期のご提出にご協力いただきますようお願いします。

なお、<u>令和3年度から「被保険者報酬月額算定基礎届総括表」を廃止いたしました</u>ので提出は不要です。

#### 提出時のポイント

- ・事業所整理記号、事業所所在地、事業所名称、事業主氏名、電話番号の記入をお願いします。 ※押印は不要です。
- ・報酬金額は円単位で記入をお願いします。
- ・一時帰休による休業手当等を支払った場合は、その休業手当等で報酬月額を算定します。(4、5、6月に通常の報酬も支払っている場合は、休業手当等にその報酬も含めて算定します。) ただし、4、5、6月の間に一時帰休を解消し、通常の報酬を支払った場合は、休業手当等を支払った月は除いて報酬月額を算定します。
- ・途中入社により、給与が日割計算になり1か月分の給与が支給されない月は算定対象月に含めません。
- ・令和3年5月31日以前に資格取得(社会保険に加入)した被保険者の情報が記載されていない場合は、追記をお願いします。
- ・電子申請にかかる添付書類を送付する場合は、余白に「電子申請分」と明記し、併せて「到達番号」も記載の上、送付してください。
- ・二つ以上の事業所に勤務する方の算定基礎届は、選択事業所の所在地を管轄する事務センターへ ご提出ください。

### 賞与支払届等の提出はお済みですか?

~ 従業員に賞与を支給したときの手続き ~

「被保険者賞与支払届」は、被保険者及び70歳以上被用者に賞与を支給した場合、支払った日から5日以内に事業主が提出するものです。この届書内容により、保険料や年金の計算の基礎となる標準賞与額が決定されます。

なお、今年度から「被保険者賞与支払届総括表」が廃止され、賞与の支払いが無かった場合は「賞与 不支給報告書」の提出が必要となります。

### 提出時のポイント

- ・資格喪失月に支払われた賞与は保険料賦課の対象とはなりません。ただし、資格取得と同月に資格喪失があった場合は、資格喪失日の前日までに支給されたものは対象となります。
- ・健康保険では、資格喪失月であっても資格喪失日の前日までに支払われた賞与は標準賞与額の累計額(年度の累計額 573万円)に含めるため、該当する方の記入忘れにご注意ください。
- ・同一月内に2回以上賞与を支払った場合は、その月の最後に支払った日を賞与支払年月日として、合算した賞与額を一括で届出して構いません。

### ねんきんネットのご利用を!

~ インターネットで年金記録の確認等ができます ~

「ねんきんネット」はパソコンやスマートフォンからご自身の年金情報を手軽に確認できるサービスです。 是非「ねんきんネット」を活用してみませんか。

#### ~ ねんきんネットでできること ~

- ① ご自身の年金記録の確認
- ② 将来の年金見込額の試算
- ③ 電子版「ねんきん定期便」の閲覧
- ④ 受給に関する各種通知書の確認

他にも、再交付申請や持ち主不明記録の検索などさまざまな機能があります。

詳しくは「ねんきんネット」で検索してください!



ねんきんネット

検索

https://www.nenkin.go.jp/n\_net/

#### ★マイナンバーカードをお持ちの方は

マイナンバーカードがあれば、「ねんきんネット」に登録していなくてもマイナポータルから「ねんきんネット」にアクセスできます。ぜひご利用ください。

マイナポータルの詳細は

マイナポータル

検索

※ ご利用には、マイナンバーカードを読み取れる I Cカードリーダライタという機器が必要です。 また、この仕組みはスマートフォンからはご利用いただけません。

### 「わたしと年金」エッセイ募集中!

~ 公的年金をテーマにしたエッセイを募集します ~

日本年金機構は、厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」と位置付け、様々な取組を行っています。

この取組の一環として、広く皆さまから公的年金をテーマにしたエッセイを募集します。公的年金の大切 さや意義を、皆さまと一緒に考えていきたいと思いますので、ふるってご応募ください。

応募作品	・日本語で1,000~2,000文字以内。 ・氏名、ふりがな、年齢、性別、住所、電話番号、職業または所属(会社名・学校名)を明記してください。 ・内容は応募者本人が創作したもので、未発表のものに限ります。 ・応募作品は返却できませんので、ご了承ください。		
応募資格	中学生以上の方		
応募締切	令和3年9月10日(金)消印有効		
賞	厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞、入選 賞状の授与並びに記念品を贈呈します。		
発表	受賞作品は日本年金機構ホームページで発表します。(11月下旬予定)		
提出先 お問い合わせ先	日本年金機構 相談・サービス推進部 サービス推進グループ わたしと年金 担当 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24 Tel 03-5344-1100 (代表)		



### 協会けんぽ出張相談窓口の閉鎖について

郵送によるお手続きの増加や、来訪者の減少などから、下記の協会けんぽ出張相談窓口について 閉鎖することといたしました。ご利用の皆さまにおかれましては、何卒、ご理解くださいますよう お願いいたします。

※閉鎖となるのは年金事務所内に設置している「協会けんぽ出張相談窓口」です。**年金事務所の閉鎖ではございません**。

対象窓□

函館・旭川・帯広

閉鎖日

令和3年(2021年) 9月30日(木)

協会けんぽへの申請・届出は、**すべて郵送**によるご提出が可能です。

各種申請書は、ホームページから印刷することができます。また、協会けんぽに お電話(代表:011-726-0352) いただければ郵送いたします。



協会けんぽ関係の書類については、年金事務所でお預かりすることは一切できませんので、 下さい 出張相談窓口の閉鎖後は、郵送で協会けんぽにご提出をお願いいたします。

### インセンティブ制度をご存じですか?

協会けんぽでは、平成30年より「インセンティブ(報奨金)制度」を導入しています。 この制度は協会けんぽ各支部の加入者及び事業主の皆さまの健康づくり等に関する取組に応じて インセンティブ(報奨金)を付与し、それを各支部の『健康保険料率』に反映させる制度です。

#### 制度の概要

- ①全支部の健康保険料率の中に、新たに制度の財源(0.01%)を盛り込みます。
- ②各支部の評価指標(下記5項目)の実績に応じて得点を付けます。
- ③評価指標の合計得点上位23支部に、得点に応じたインセンティブ(報奨金)を付与して2年後の健康 保険料率を引き下げます。なお、下位24支部はインセンティブが発生しないため、財源負担のみ発生 します。

評価指標		北海道支部の順位 ( <b>令和元年度実績</b> )	北海道支部の順位をあげる方法は?
1	特定健診等の 実施率	43位/47位	協会けんぽの健診(生活習慣病予防健診・特定健診)を毎年受けましょう。
2	特定保健指導の 実施率	44位/47位	健診結果で「生活習慣の改善が必要」と判定された場合は特定保健指導を受けましょう。
3	特定保健指導対 象者の減少率	34位/47位	保健師等のサポートを受けられる特定保健指導を利用し、生活習慣の改善に 取り組みましょう。
4	要治療者の 医療機関受診率	25位/47位	健診結果で血圧または血糖値の項目で「要治療者(再検査を含む)」の判定を受けた方は、速やかに医療機関を受診しましょう。
5	後発医薬品の 使用割合	12位/47位	病院や薬局でお薬を受け取る際は、積極的に「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」を選択しましょう。

北海道支部の総合順位は38位となり、インセンティブは付与されませんでした。

なお、1位となった島根支部は、インセンティブ付与により、令和3年度の保険料率が 0.057%引き下げになるという結果が出ています。

#### 事業主の皆さまへ

- ●協会けんぽの健診以外を実施している場合は、健診結果データ(40歳以上)を提供願います。
- ●事業所で特定保健指導を受けられるよう、環境整備にご協力願います。なお、Web面談も実施しています。
- ●「要治療者(再検査を含む)」の判定を受けた従業員の方に対し、医療機関への受診を促してください。
- ◎皆さまの取組が健康保持・増進と健康保険料率の低減に繋がりますので、何卒ご理解 とご協力いただきますようお願い申し上げます。

## 各種申請書記入時の注意点について

各申請書内にある「被保険者情報」欄や「振込先指定口座」欄に記入誤りがある場合、申請書を返戻させていただきます。ご申請いただく前に、以下の内容をご確認いただき、 正確な記入にご協力をお願いいたします。

### 「被保険者情報」欄 ご記載のポイント

#### <注意事項>

- 1 被扶養者(家族)の申請であっても、被保険者(本人)の情報を記入いただく必要がございます。
- ② 「被保険者情報」欄に記載の住所あてに支給決定通知書等の郵便物をお送りいたしますので、 郵便物の到着が確認できるご住所のご記入をお願いいたします。



### 「振込先指定口座」欄 ご記載のポイント

「振込先指定□座」欄につきまして、被保険者(本人)の□座をご指定いただく場合と、 被保険者以外の□座をご指定いただく場合とでご記入いただく箇所が異なりますのでご注意 ください。 

↓ 受取代理人の□座情報を記入

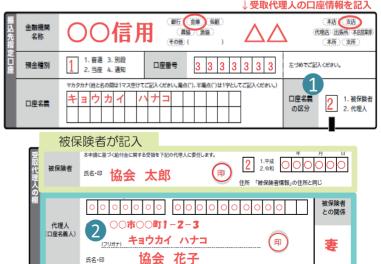
受取代理人が記入

◆被保険者以外の□座に振り込みする場合(受取を委任する場合)

#### <注意事項>

- 1 被保険者以外の口座に振り込みする場合は、「口座名義の区分」欄を「2」とご記入いただき、「受取代理人の欄」も必ずご記入ください。
- 2 被保険者以外の口座に振り込みする 場合は、**受取代理人の住所**をご記入 ください。

※支給決定通知書を発送いたします。





### 労働保険の実務

このコラムをご覧いただいている企業の皆様 においては、従業員が65歳まで働ける環境が整 ったことと思われますが、いかがでしょうか? 高齢者に条件提示する賃金は、60歳以前の賃金 と比較して一般的に低くなる傾向があります。 60歳超の方に引き続き働いて欲しいと考える企 業も多い一方で、賃金が下がると働く意欲が減 退し必要な人材を失いかねません。雇用保険制 度には、60歳超の従業員の賃金減少額の一部を 65歳まで補填する高年齢雇用継続給付制度があ ります。有用なしくみですが、給付要件や支給 率、支給開始後の留意点の理解には一定の知識 が必要です。今回はこの高年齢雇用継続給付に ついて解説いたします。

特定社会保険労務士 背戸美樹(せと みき) 銀行、信託銀行、大手監査法人勤務を経て、 adswoff (あぞふ) 社会保険労務士事務所開業。 法人向けコンサルティング業務に20年以上従 事した経験を活かし、中小企業の人事労務業務 を幅広く支援しています。

厚生労働省委託事業における活動を含めて年 間約100社の労務管理体制整備に関する助言を 行っています。バックオフィス業務を視覚化

し、ICTの積極活用による業務効率改善を通じて、スマートワーク 社会実現の一助となるべく活動しています。

#### 高年齢雇用継続給付とは

以下の要件をすべて満たす雇用保険被保険者を対象とする給付金で、企業を経由して支給申請を行います。なお、この給付金には、雇用保 険被保険者期間が5年以上ある60歳以上の従業員で、定年を迎えてなお継続して勤務する"定年再雇用者"のための「高年齢雇用継続基本給 付金」と基本手当(いわゆる失業手当)の給付残日数が100日以上ある"再就職者"のための「高年齢再就職給付金」の2種類があります。

- 60歳以上65歳未満の雇用保険の一般被保険者であること
- ② 給付申請時点における雇用保険の被保険者期間が5年以上あること
- ③ 60歳以後の賃金が60歳時点の75%未満になっていること

#### 支給額(令和2年8月1日時点\*1)は?

60歳以後の各月に支払われた賃金に支給率を乗じた額が従業員へ65歳に達するまで直接給付されます。

- 逓減する厚生労働省令で定める率
- ※1毎月勤労統計の平均定期給与額の増減をもとに支給限度額は見直しされ、毎年8月から新限度額が適用になります
- ※2支給対象月の賃金の支給限度額が365,114円以上※3あるとき又は2,059円を超えないときは、その支給対象月には支給されません。 ※360歳到達時等の賃金の月額の上限は479,100円、下限は77,220円です。
- なお、給付金と支給対象月の賃金の合計が、支給限度額365,114円を超えるときは「支給限度額-支給対象月の賃金」が支給されます。

#### 申請手続きのチェックポイント!

- ✓支給申請は2か月に一度です。スケジュール管理を適切に行いましょう。 ✓60歳到達時賃金証明がハローワークから届いたら、雇用保険被保険者期間5年要件を満たしているか確認しましょう。
- ✓支給対象月の賃金とは、対象月に支給した賃金(確定ベースではない)です。
- ✓ 報奨金や寸志など臨時で賃金を支給するときは、給付が減額される可能性があります。低下率、支給率を確認し給付減となる対象者へ情報 共有しましょう。在職老齢年金に関わる年金調整額も確認が必要です
- √ 新型コロナウイルス感染症の影響で休業した場合や対象者が感染した場合で、他の法律に基づき保障される可能性がある場合又は従業員本 人の非行等により賃金が減額される場合などは、みなし賃金の算定に該当するか否か確認が必要です。
- √令和3年8月以降の申請を電子申請で行う場合は、振込希望の預金□座の写し等の添付が不要になります
- ✓ 令和3年8月以降の申請から雇用保険関係手続きでマイナンバー届出済の従業員については、運転免許証写しなど本人確認資料の提出が不 要になります。

#### 令和7年から支給率が縮小します。今後も続く、高齢者雇用に係る法改正

高年齢雇用継続給付金の支給率は、令和7年4月1日より縮小されることが決まっています。

高齢者雇用に係る法改正は今後も続きます。70歳までの雇用確保措置や65歳超の複数事業場従事者の雇用保険適用など労働保険料に限らず、 高齢者雇用に係る企業のコスト増が予想されます。事業ごとの必要人員数、人員構成の推移や人件費シミュレーションなど検証を行い、要員 計画の見直しの必要性など確認していきましょう。

高年齢雇用継続給付制度の詳細は、厚生労働省HP CC2019\_01高年齢雇用継続給付の内容及び支給申請手続について.indd(https:// www.mhlw.go.jp/content/11600000/000655512.pdf)\_で確認ください。ご不明点等は管轄のハローワークへご照会ください。

### 100年時代に備える

# マネープラン

#### 「イデコ」と「つみたてニーサ」の違い

税制優遇を謳う金融商品として並べて検討される「イデコ」と「つみたてニーサ」。運用商品に投資信託があり、運用益が非課税という共通点はあるものの内容の違うこの二つの積立商品の特徴や選び方について考えてみましょう。

#### 555555555555555

ファイナンシャルプランナー 須藤臣(すどうとみ)

銀行、不動産会社勤務を経て 1996年からファイナンシャル プランナーとして、講演、執 筆など多方面で活動中。個人 相談は3000件以上



著 書:『60歳からの生き活き術』『Only Oneの家 つくり』(北海道新聞社)『生命保険見直しガ イド』(日本実業出版社) など多数

#### 節税しながら老後資金作り「イデコ」

イデコ (iDeCo) は「個人型確定拠出年金」の愛称で私的年金の一つです。金融機関および運用商品を自分で選んで積立運用し、60歳以降に一時金や年金で受け取る仕組みです。60歳まで現金化できないので注意が必要です。

イデコは掛金の全額が所得控除の対象となるため、所得税および住民税が軽減されます。例えば、年収500万円の会社員がイデコに年間20万円の積立をすると節税額は約4万円にもなります\*\*1。このように毎年、節税しながら老後資金作

りできるのがイデコの最大のメリットです。

ただし、イデコは加入時の他、運用期間中の手数料負担もあります。毎月の積立額から差し引かれるため、あまり高いと運用にも影響を及ぼすので金融機関選びの際にはしっかり確認しましょう。

イデコは必ずしも投資信託で運用する必要はなく、元本確保型の定期預金や積立保険を選択してもかまいません。その場合の掛金も所得控除の対象となります。

※1 年収500万円の単身者、社会保険料控除額75万円で試算

#### 低リスク投資信託で資産作り「つみたてニーサ」

つみたてニーサは小額投資非課税制度の一つで、年間40万円を限度に「投資信託を積立購入する」商品。イデコ同様に投資で得た利益は非課税です。積立期間は20年間とありますが、中断や換金はいつでも自由にできます。

投資というと「ギャンブルみたいで怖い」「大損 しそう」などの不安もあるでしょうが、その点 「つみたてニーサ」の投資信託については、①毎 月分配型ではない、②購入時手数料や解約手数料 がかからない、③信託報酬が安い、という長期投資に適した基準が設けられています。簡単にいうと「大損はしないが大儲けもしない」という低リスク商品のため、投資デビューにも適しています。

ただし、投資信託には値動きがあるので、いつまでいくら準備するという教育資金作りに利用する場合は、必要資金の一部に抑えておくようにしましょう。

	イデコ (個人型確定拠出年金)	つみたて二一サ (積立投資専用の小額投資非課税制度)		
積立額	年1回以上5,000円以上※公的年金の加入区分等により年間144,000円から816,000円の限度が設けられている	年間40万円以内で何度でも		
積立期間	原則60歳まで	20年間		
運用商品	投資信託、定期預金、積立保険	投資信託※長期投資に適した金融庁の基準を満たしたもの		
税の優遇	掛金は所得控除の対象、運用益は非課税、年金受給 時は公的年金等控除が適用、一時金受け取りは退職 所得控除が適用される	年間40万円の投資枠で運用益は非課税		
管理手数料	かかる	かからない		
換金	60歳まで不可	いつでも可		